

見守り 新鮮情報

断っているのに しつこい勧誘電話 法律違反です

事例1 毎日のように「何にでも
効く」という健康食品の
勧誘電話がかかってくる。
あまりに**しつこい**ので購入を
承諾してしまった。届いた
サプリを飲んでみたが効果も
ないし、金額も約11万円と
高額だ。年金生活で支払い
も厳しく、**解約**したい。
(80歳代)



事例2 お得な電気料金の
プランがあると**電話**が
かかってくる。現在の契約業者や家族構成を聞かれるが、
それには答えず「**必要ない**」と言っているのに、**何度も**
電話がある。電話が**来ないように**してほしい。(80歳代)

ひとこと助言



- はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には、法律違反であることを伝え、きっぱり断りましょう。
- 断る際は、事業者名、連絡先等を聞いた上で「いりません」「興味ありません」「取引するつもりはありません」などと、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。
- 迷惑電話対策機能が付いた電話や留守電機能を活用して、知らない人からの電話にはすぐに出ないことも、しつこい勧誘電話対策として有効です。
- 断り切れず購入しても、クーリング・オフ等ができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第465号(2023年10月31日)発行：独立行政法人国民生活センター

米子市消費生活相談室

☎0859(35)6566